

公益社団法人十日町青年会議所
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人十日町青年会議所（英文名 Junior Chamber International Tokamachi）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県十日町市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、明るい豊かな社会の実現に向かって、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 学術、科学、文化、芸術に関する諸問題を研究し、もってその改善及び発展のために寄与すること
- (2) 社会開発の積極的推進を図り、もって地域社会に貢献すること
- (3) 指導力開発を基調とした青年の自己修練を図ること
- (4) 関係諸団体と協力して、地域社会の発展を通じ、日本経済の正しい進展を図ること
- (5) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、日本及び世界の青年と提携して国際的な理解並びに親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化、芸術、科学等に関する調査研究及び、その改善に資する計画の立案と実現を推進する諸事業
 - (2) 社会奉仕事業及び高齢者福祉の増進、児童、青少年の健全育成に関する事業
 - (3) 指導力啓発の知識ならびに、教養の修得と向上及び能力の開発を利する事業
 - (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し相互の理解と親善を増進する事業
 - (5) 会員の知識、教育等の向上及び相互の親睦に資する為の事業
 - (6) 前各号の事業を達成する為に必要な事業
- 2 前項の事業については新潟県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 十日町市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。
 - (2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。
 - (3) 名誉会員 本会に功労があり、理事会で承認された者をいう。
 - (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」とする。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 本会の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、会員資格規程に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 特別会員、名誉会員、賛助会員については会員資格規程に定める。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

- 2 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。
- 3 名誉会員を除く会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第10条 会員は任意にいつでも退会することができる。ただし本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席した総正会員の半数以上であって、総会員の議決権数の4分の3以上の決議を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (3) その他、正会員として適当でないと認められたとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、その旨を通知し、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。
- 4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

- 第12条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれか該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。
- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。
 - (4) 総会員の同意があったとき。

(休 会)

- 第13条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。
- 2 このほか休会に関する事項は、会員資格規程に定める

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第14条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総 会

(種 類)

- 第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構 成)

- 第16条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権 限)

- 第17条 総会は、次の各号を決議する。
- (1) 役員を選任又は解任
 - (2) 理事長候補者の選出
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更

- (5) 事業報告及び会計報告の承認
- (6) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- (7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - (イ) 役員選任の方法に関する規則
 - (ロ) 会員資格に関する規則
 - (ハ) 会費及び入会金に関する規則
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第18条 通常総会は、毎年度1月、7月及び12月の3回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(招 集)

第19条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を臨時総会の日として臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第20条 総会の議長は、理事長若しくはその総会において出席した正会員のうちから理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第21条 総会は、正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(決議)

第22条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項の前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 監事の解任

(4) 他の一般社団・財団法人上の法人との合併

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第23条 正会員は、あらかじめ通知された事項について議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第21条及び第22条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。また、理事会で定めた場合には、あらかじめ書面又は電磁的記録により意思表示を行うことができる。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員)

第26条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上25人以内とする。ただし、総会員数の3割を超えない範囲とする。

(2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2人以上4人以内の範囲で副理事長とし、1人を専務理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第27条 役員は、12月の総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員の中から選任する。
- 3 監事は、本会及びその子法人の理事又は使用人を兼任することができない。
- 4 その他、役員を選任に関して必要な事項は、役員選任規程に定める。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより本会の職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を執行し、事務局を統括する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査する。
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査する。
- (3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求する。
- (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集する。
- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査する。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。
- (10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する。

(任期)

第30条 理事の任期は、毎年1月1日より12月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。また、その場合はその権利義務を有する。

4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

(解任)

第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の4分の3以上の決議に基づいて行わなければならない。

(直前理事長)

第32条 本会に、直前理事長を置くことができる。

2 直前理事長は、次の職務を行なう。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

3 直前理事長選任は理事会において決議する。

4 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、直前理事長の任期は第30条第1項、辞任及び解任は第31条第1項及び第31条第2項の規定を準用する。

(報酬等)

第33条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては第46条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除)

第35条 本会は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限

度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第36条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第35条第1項の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎月1回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第29条第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき
- (5) 第29条第8号の規定により、監事が招集したとき
- (6) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときに、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号又は第6号により理事が招集する

場合及び前条第3項第5号により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を臨時総会の日として臨時理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長若しくはその理事会において出席した理事のうちから理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名しなければならない。

- 2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第46条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(例 会)

- 第47条 本会は、事業の報告と連絡、依頼を行なう例会を年12回以上かつ毎月1回以上開催する。
- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

- 第48条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会及び特別委員会を置く。
- 2 委員会及び特別委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。ただし、やむを得ない事情により委員会に所属しない場合は、理事会の承認を得なければならない。

第8章 基金

(基金の拠出)

- 第49条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

- 第50条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により定める基金管理規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

- 第51条 本会は、原則として第68条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとするが、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還できるものとする。

(基金の返還の手続)

- 第52条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとし、基金の返還の手続きについては理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

- 第53条 基金の返還を行うときは、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第9章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

- 第54条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとする。

- 2 重要な財産の管理・運用は、理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第55条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則並びに区分)

第56条 本会の会計は、法令に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第57条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由のため、予算が成立しない場合、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」とする。）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

- 2 本会は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第59条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第60条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第62条第1項第11号の書類に記載するものとする。

第10章 管理

(事務局)

- 第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第62条 主たる事務所に、定款その他諸規則及び会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、次に掲げる書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 会員の異動に関する書類
 - (2) 理事、監事の名簿
 - (3) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めによるとともに、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

- 第63条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第64条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公 告)

- 第65条 本会の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第66条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第67条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第68条 本会は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、総会の議決を経て、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第70条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第71条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第13章 補則

(委任)

第72条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の理事長は小山大志とし、最初の専務理事は長谷川吉徳とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立を行ったときは、第55条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。